

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成 30 年 5 月 15 日
福井県信用農業協同組合連合会

福井県信用農業協同組合連合会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当会の金融円滑化管理に関する体制

※方針の全文については、平成22年1月13日に公表しております。

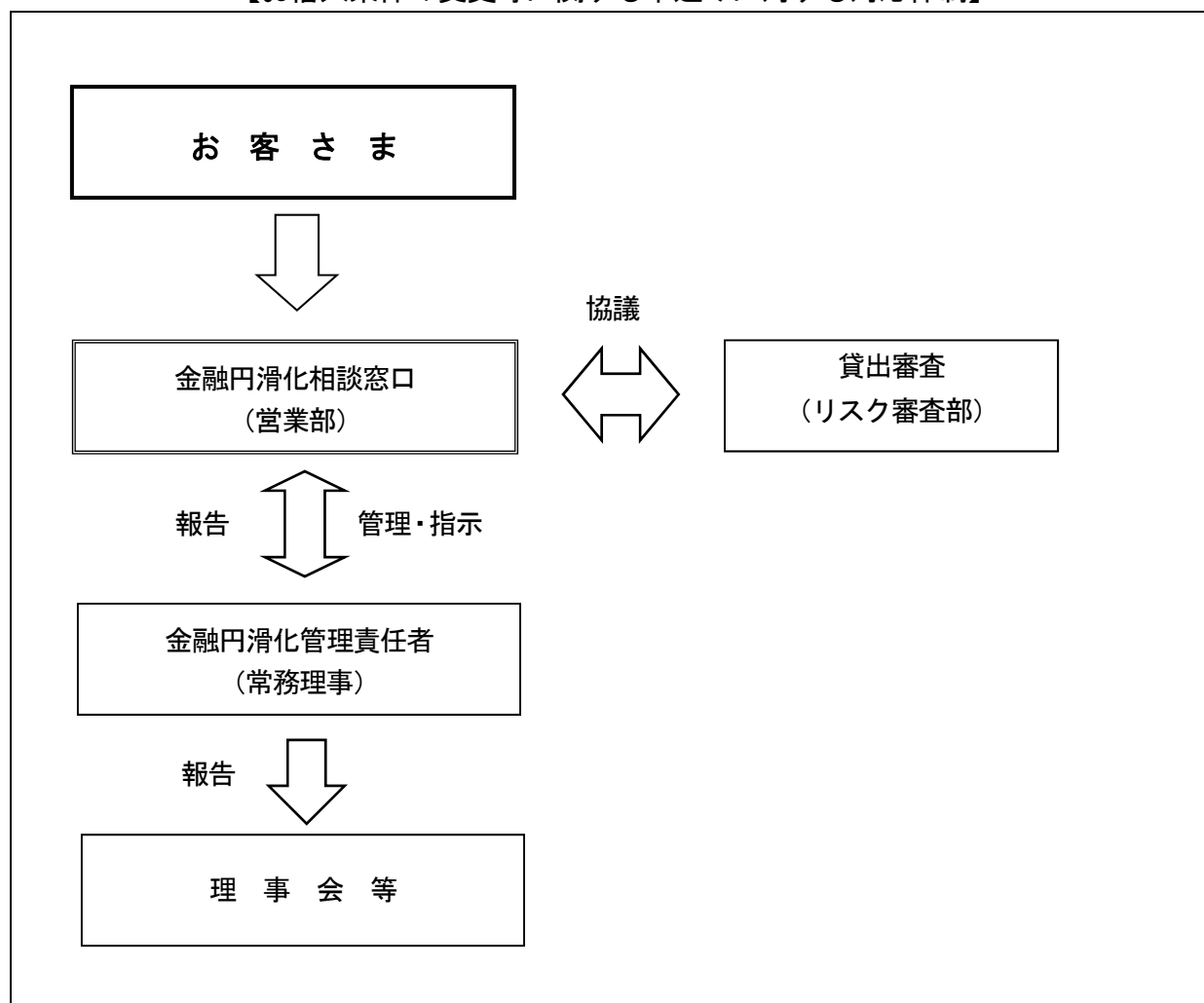
2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 営業部を「金融円滑化担当部署」として、金融円滑化にかかる対応状況を金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 営業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

当会における、お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

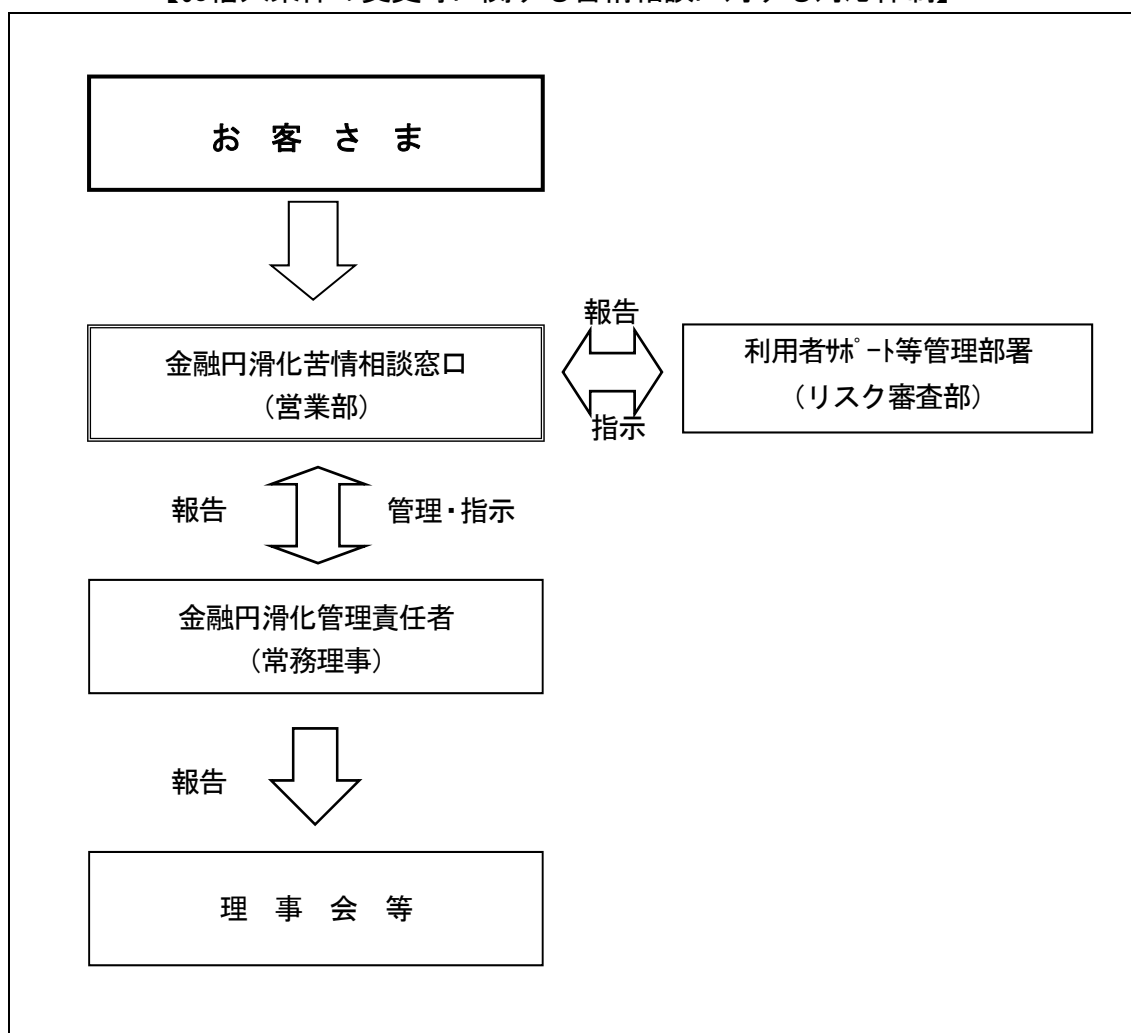
- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を営業部に設置しております。
- (2) お客さまからの当会の金融円滑化にかかる苦情については、営業部に受付窓口を設置しております。また、苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに金融円滑化管理責任者および利用者サポート等管理部署に報告し、適切な対応を実施する体制を整備しております。

(3) 当会における相談窓口の詳細は以下のとおりです。

相談窓口 : 営業部営業一課・農業課
受付時間 : 平日 午前9:00 ~ 午後5:00
電話番号 : 0776-27-8239 (営業一課) 0776-27-8240 (農業課)

当会における、お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】



4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化担当部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 中小企業者および農業者のお客さまに関しては、営業部において、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件)

	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	38	40	41	42	44	47	47	47	54	56	64	68	72	78
うち、実行に係る貸付債権の数	35	37	40	41	43	44	46	46	50	55	60	67	70	77
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	2	2	0	0	0	2	0	0	3	0	3	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

以上